

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります

※原則、通っている幼稚園から申請する必要があります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。詳しくは、役場子育て支援課にお問合せください

- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、月額最大11,300円の範囲で預かり保育の利用料が無償化されます

認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります

※保育所、認定こども園等を利用できていない人が対象となります

※「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。町内保育園入所要件と一部異なります。詳しくは、役場子育て支援課にお問合せください

- 3～5歳の子どもたちは月額最大37,000円、0～2歳の住民税非課税世帯の子どもたちは月額最大42,000円の利用料が無償化されます

【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします

※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します

※無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます

- 就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちについても、3～5歳の利用料が無償化されます 問合せ 役場福祉課

※今回の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われることがないよう、新制度の対象とならない幼稚園においては、保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。また、認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求めていることとなっています



令和元年10月1日から
幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する
3～5歳の子どもたちの利用料が無償化されます。

※0～2歳の住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります

▶ 問合せ 役場子育て支援課

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3～5歳の全ての子どもたちの利用料(給食費、バス代、教材費等の実費分を除く)が無償化されます

- 幼稚園については、月額上限25,700円です

- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です
※幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化となります

- 通園送迎費、食材料費、行事費等は、保護者の負担になります

保育園については、保育料に含まれていた副食(おかず・おやつ等)も保護者負担になります。今までは、主食代(町立では650円)のみのお支払でしたが、これからは副食代(おかず・おやつ等)も併せてのお支払いになります

※ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと、全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます

- 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定や別途償還払いの手続きが必要な場合があります

- 0～2歳の子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます

- 子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0～2歳の第2子は半額、第3子以降は無償となります

※年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます

※地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します